

税

通

経

信

新型コロナウイルス感染症
医療従事者慰労金
感染拡大防止等支援金

申請後は、「実績報告」が必要です

実績報告の様式は愛知県のwebページから入手できます

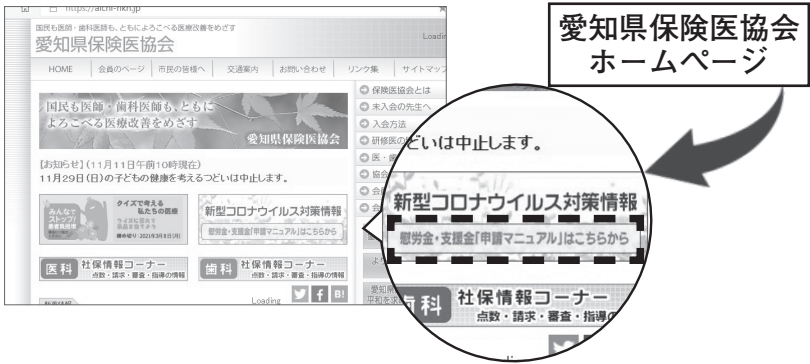
愛知県 慰労金

愛知県 感染防止 支援金

医療機関等慰労金・支援金事務局コールセンター
052-684-7180（平日9時～17時）

申請書・実績報告書の作成サポート承ります

協会税経部まで 052-832-1355



様式等は協会ホームページからも入手できます。愛知県のwebページにリンクします。協会作成の申請マニュアル・記載見本・Q&A・「慰労金受領簿」も掲載しています。ご活用ください。

愛知県のwebページから様式が入手できない場合は、上記の慰労金・支援金事務局コールセンター又は愛知県のwebページの「メールでのお問い合わせはこちら」から実績報告様式の送付希望の旨を連絡すると、紙媒体の様式が郵送されます。協会からお送りすることもできます。

感染拡大防止等支援金(概算交付申請の場合)		医療従事者慰労金	
報告時期	感染拡大防止のために取り組んだ事業の完了（支出実績が交付決定額を超えた場合）から30日以内、又は2021年4月15日（必着）のいずれか早い日	医療従事者や職員等への給付が完了した日から概ね1ヵ月以内、又は2021年4月15日（必着）のいずれかの早い日	
	461-0001 名古屋東片端郵便局留（461-8532 名古屋市東区泉1丁目6番5号） 国保会館内 愛知県保健医療局 医療機関等慰労金・支援金事務局 宛		
提出先（郵送）	※封筒の表面に「緊急包括支援交付金報告書（支援金・実績報告）在中」と朱書きして郵送してください。 ※申請をオンラインで行った場合も、実績報告は郵送での提出となります。	※封筒の表面に「緊急包括支援交付金報告書（慰労金・実績報告）在中」と朱書きして郵送してください。 ※申請をオンラインで行った場合も、実績報告は郵送での提出となります。	
	① 様式4（事業実績報告書） ② 様式5（所要額精算書） ③ 様式6-1～9（領収書等貼付用紙）の該当様式 ④ 様式7（収入内訳書） ⑤ 別紙「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の実績報告について」	① 様式第7号（実績報告書） ② 様式第8号（実績報告鑑） ③ 「慰労金を職員等に対して給付した証憑」（受領簿や振込明細等） ④ 振込手数料がかかった場合はその内容が分かる書類	
提出書類	※様式6は、様式5の「事業実施実績」の「支出済額」で支出のあった科目分の様式のみを提出します。なお、支出実績のない科目については、様式5の「支出済額」に「0」を記入してください。 ※様式7は、様式5の「事業実施実績」の「収入額」（本補助金以外の寄付金・その他の収入）の実績がない場合でも、様式7の「本補助金以外の寄付金・その他の収入」欄と「関係書類における収入の合計額」欄に「0」と記入して提出してください。なお、その場合、様式5の「収入額」欄に「0」の記入がないと不備になりますので、必ず記入してください。		※「受領簿」については、様式が定められていません。協会が作成した様式を協会ホームページにアップしていますのでご利用ください。原本は医療機関で保管し、愛知県にはコピーをご提出ください。 ※様式第7号の「給付実績額」の「精算額」にマイナス金額が表示された場合は、精算（返還）が必要となります。後日、愛知県から「納入通知書」が郵送されます。

感染拡大防止等支援金 実績報告 Q&A

Q1

報告時期について、「支出実績が交付決定額を超えた場合」とされているが、交付決定額を超えた時点で、実績報告書を作成することになるのか。

A1

支出合計額が補助交付決定額を超えても差し支えありません。補助対象期間は2021年3月31日までです。愛知県の審査において、一部が補助対象と認められなかった場合なども考慮して、実績報告してください。なお、概算交付申請において計上した対象経費と、実績報告の対象経費は変わっても問題ありません。

Q2

様式6に貼付する「証拠書類」は、何が該当するのか。

A2

原則、「納品書」と「領収書」の写しを貼付してください。
納品書がない場合は、「購入品目・納品日・納品場所」を領収書の写しの余白等に記載してください。領収書の代わりに「支払額・支払日・支払者」がわかるもの（レシート等の写し）でも可能です。支援金の対象外の備品等が含まれる場合は、該当備品等が分かるように印を付けるなどしてください。

Q3

支出項目で「賃金」「謝金」「委託料」など物品購入以外の場合は、どのような「証拠書類」を貼付すればよいのか。

A3

「支出の内容が分かるもの（雇用契約書、委託契約書、研修案内など）」と「支払ったことが分かるもの（賃金台帳、領収書、謝金受領書等）」の写しを貼付してください。支出内容の具体的な記述がない場合は、余白等へ内容を記載してください。

支援金は「概算交付申請」で申請してください。（書類に不備がなければ申請月の翌月末を目処に入金されます）

申請期限 2021年2月28日(当日消印有効)

- Q4

クレジットカードで支払った場合は、どのような「証拠書類」を貼付すればよいのか。

A4

「購入したものが分かるもの」と「支払手続きが済んでいることが分かるもの（クレジットカードの売上票など）」を貼付してください。なお、購入額のうち貯まったポイントで支払った分については、対象経費から差し引いて計上してください。
- Q5

感染拡大防止のために行った実績が、「領収書」等だけでは愛知県の審査で認められない不安がある。補記する書類が必要か。

A5

別紙「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業補助金の実績報告について」の取組内容の該当番号に○印をしてください。感染拡大防止対策の具体的な取組内容を⑦に補記してください。
- Q6

概算交付申請において、2021年3月31日までの納品見込みで発注した備品が、納期等の遅れから3月31日の期日に間に合わなかった場合、実績報告はどのように行えばよいのか。

A6

まずは、感染拡大防止に取り組んだ他の対象経費で実績報告ができないか確認してください。他の経費での報告が難しい場合は、2021年4月15日までに備品の納入が間に合わない旨、愛知県に連絡してください（詳しい手続き等については、3月に愛知県のwebページに掲載予定です）。